

平成十四年七月九日受領
答弁第一二〇号

内閣衆質一五四第一二〇号

平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する質問に

対する答弁書

一について

厚生労働大臣は、御指摘の文書（以下「本文書」という。）の存在を承知している。

二について

厚生労働大臣は、本文書の内容を承知している。

三について

本文書は、厚生労働省において作成したものである。

四について

本文書は、厚生労働省職業安定局業務指導課職員が起案したものである。

五について

本文書は、本年六月二十八日に作成したものである。

六について

本文書は、公文書であると考える。

七について

本文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する「行政文書」であると考える。

八について

本文書の作成及び加藤公一衆議院議員の議員会館内事務所への持参は、厚生労働大臣の了解を得て行ったものである。